

千葉県動物公園附属施設使用料減免基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県都市公園条例施行規則（昭和34年千葉県規則第4号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づく千葉県動物公園附属施設使用料の減免に関し、必要な事項を定める。

(減免対象)

第2条 規則第13条第1項第3号に該当し、附属施設使用料を減免する者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 昭和48年9月27日厚生省発児156厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳又はこれに類する手帳（以下「療育手帳等」という。）の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(減免割合)

第3条 前条各号に定める者については、規則別表第4に規定する附属施設のうち、電動車いすの使用に係る使用料（以下「電動車いす使用料」という。）を免除とする。

(減免手続)

第4条 第2条各号の規定により減免を受けようとする者は、当該各号に掲げる手帳を係員に提示するものとする。

- 2 前項の規定により、電動車いす使用料の減免を受けようとする者は、規則第13条第3項ただし書きにより、都市公園使用料等減免申請書の提出を要しないものとする。

附 則

この要綱は、平成28年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月2日から施行する。